

## 団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人 NPO ブルーアース

所在地	〒238 -0022 神奈川県横須賀市公郷町 5 - 4 6 (担当者連絡先) TEL:046 - 852 - 8981 FAX:046 - 852 - 8981 E-mail:terasakt034@nifty.com		
ホームページ	(事務所住所) 〒236-0033 神奈川県横浜市金沢区東朝比奈 1-57-14 (熊田宅)		
設立年月	平成 15 年 9 月 1 日 * 認証年月日 (法人団体のみ) 平成 15 年 9 月 1 日		
代表者	熊田展郎	担当者	寺澤克徳
組織	スタッフ 13 名 (内専従 名) 個人会員 13 名 法人会員 名 その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	<p>かながわ科学研究推進協議会(事務局：企画部科学技術振興課内)の有志を中核に、各自が持つ経験、知識を生かして社会貢献しようと設立しました。会員は各分野で経験、技術を蓄積してきており、NPOの立場から自由な発想と行動力で課題解決にあたり、実りある社会貢献を目指しております。我々の住むかけがえのない地球、宇宙からみた“青い地球”を我々の手で守っていかうとの意をこめて、法人名もNPOブルーアースとしております。</p>		
団体の目的	<p>本 NPO は、広範囲にわたる高度な専門知識・能力と豊富な経験を有する会員相互の協力により、環境保全に関する幅広い分野で、情報、啓発、調査研究、技術開発、支援活動などを行い、不特定多数の市民の生活環境の保全を推進することにより公益の増進に寄与することを目的としています。NPO 団体として、市民の視点からいくつかの社会的課題に対して建設的な提言を行い、その実施については自ら実施できるものは行い、協働作業が必要なものはその構築を図っていくことにしています。NPO としてグループを作ったことにより、他のグループ、企業、行政、との協働作業も可能になり、課題の実現に道が開かれつつある、との思いでおります。</p>		
団体の活動プロフィール	<p>会員が殆んど技術者であることもあり、活動分野を環境、エネルギーに焦点を合わせて活動中です。</p> <p>法人設立は昨年9月でしたが早速福島県において、新エネルギービジョン策定調査業務に参画することができ、度重なる現地調査や、地元との緊密な連携をとりながらの調査の結果、本年初頭に報告資料を完成し、高い評価を得ることができました。</p> <p>上記と併行して現在の廃棄物処理の問題点を探り、不法投棄問題や、関連する廃棄物エネルギーの増大確保、静脈物流等について、独自の実態調査と問題点整理を行ってきました。</p> <p>また、日本の農業をみなおし、食料自給率を徐々に高めていくことが必要になってくるであろうとの思いと、環境保全にも思いをいたしながら、野菜栽培をしており、その収穫を楽しむと同時に青少年の啓発にも尽くしているところです。</p> <p>なおグループの集合拠点を、かながわ県民ホールに定めており、定期的に全員が集まるほか、プロジェクトが組まれた場合はそのメンバーは、必要に応じ度々集まり作業をしております。</p>		

活動事業費 (平成15年度) 127,000 円

## 政策のテーマ 「不法投棄ゼロ作戦」

**政策の分野**

- ・ 持続可能な循環型社会の構築
- ・ 環境パートナーシップ

**政策の手段**

- ・ 制度整備及び改正
- ・ 県単位での個別検証と広域化検討

団体名：特定非営利活動法人  
NPOブルーアース

担当者名：寺澤克徳

**政策の目的**

不法投棄問題は深刻な社会問題となってきたて久しい。今日、この時点で抜本的施策を講じないと、問題を後世に残し続けることになる。我々の提案は、廃棄物処理の原点に立ち返って、必要な軌道修正を行うことにより大きな波及効果を期待できるようにし、最終的に不法投棄をゼロにすることをその目的としている。

**背景および現状の問題点**

廃棄物処理に関しては、家庭からでるごみを中心にした一般廃棄物（一廃）と法律で定められた20品目の主として産業活動からでてくる産業廃棄物（産廃）とに大別される。一廃は全国で年間5千万トン排出されるのに対して、産廃はその8倍の4億トンもでてくるが、産廃については、これまで十分な管理と施策が講じられなかった。一廃は、自治体が責任をもって処理することになっており、ダイオキシン問題をふくめて、かなり整備されてきたが、産廃の処理責任は排出事業者に残されてきた結果、資力のある大企業はかなり自己処理ができるようになっているが、中小企業は、それができずに不法投棄につながってきた。これは一廃と産廃とを区分して処理までその区分内で完結させようとした無理からきている。ちなみに“産廃”なる概念は、日本独特のものであり、欧米にはない。

**政策の概要**

1) 最近の環境省の方針として、平成16年度より一廃焼却施設で産廃のうち焼却可能なものの一体処理を打ち出したことは前進であるが、これをさらに推し進めて、一廃と産廃の区分を取り除き、自治体はその地域における廃棄物全体を一元管理することを基本とすべきである。なお大量に廃棄物を出す大企業は、従来と同様の自己責任での廃棄物処理は継続する。

2) 上記の基本方針を展開していくため、先ず現状として産廃が夫々の地域でどれだけ排出されて、その処理がどうなされているかを把握する。そのための詳細な調査が必要になる。

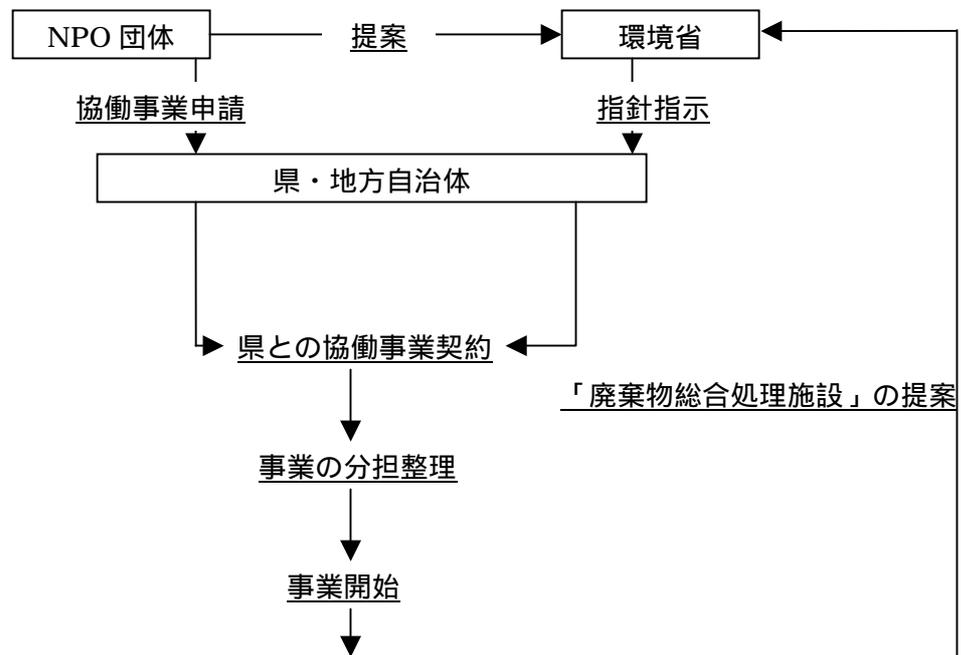
3) 廃棄物を大量に処理するためには、焼却処理に勝るものはない。従って、既存の一廃焼却施設で産廃とともに焼却処理することから始める。これにより廃棄物エネルギーの増大、確保にも貢献する。その他これまで産廃分野で問題なく利用されてきた処理施設も十分活用し、地域、県内でできうる限りの処理をして県外への搬出をやめる。

4) 既存施設でなお余裕のある施設の利用については、県をこえた広域地域としてのパートナーシップを構築し処理を行う。運搬コストを削減するため、海運利用（東京湾など）も含めた静脈物流の整備も行う。

5) 上記対応でもなお処理できないものが残りそうな場合、広域化を前提とし、10～20年を見越して大型処理施設を策定し、建設に努力する。この場合は、できる限り臨海工場地帯を選び、建設地確保の困難性を排除するとともに、海運利用による輸送コストの削減も図る。この「(仮)廃棄物総合処理施設」の建設は、国家事業として、国と県が協力しあって財源等は調整する。この最後の砦となる「廃棄物総合処理施設」の建設の必要性について、各県で検証し環境省へつなげていく。この「廃棄物総合処理施設」が機能していくにつれて「不法投棄ゼロ作戦」が終結していく。

**政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）**

提案内容実現のために、関連機関と協働で行うことを想定しつつその作業を整理すると以下の如くである。



想定される分掌事項		
	NPO 団体	県・地方自治体
(1)	一廃、産廃の排出状況・処理施設の調査、問題点の整理	保有データの提供 同左
(2)	既存施設を最大限活用しての処理方法の検討、システム化（新システム）	協働検証、調整
(3)	(2) に対する静脈物流の効率化検討	同上
(4)	(2)、(3) について、いくつかの地域においてシミュレーションの実施	同上
(5)	(2) 項、新システムのPR、啓発	同左 新システム実施に対する行政対応
(6)	新しく大型の「廃棄物総合処理施設」が必要となる場合には、その提案	協働検証、調整 環境省に対する提案
(7)	「廃棄物総合処理施設」稼動に関するPR、啓発	「廃棄物総合処理施設」建設対応
(8)	「不法投棄ゼロ作戦」の見届け	同左

### **政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）**

当提案を実施していくためには、県、地方自治体との協働作業が必須となる。神奈川県では、平成13年度から「かながわボランティア活動21」なる企画のもとに、公益事業推進のため県との協働事業を行う団体に、事業に要する経費を負担する制度を発足させている。継続事業の場合最長5年が認められる。我NPOも平成18年度事業として、ここで提案している内容を神奈川県において実施するべく申請し、県との協働事業として推進したいと考えている。従ってその場合、政策の実施主体は「NPOと県との協働体」ということになる。

### **政策の実施により期待される効果**

- 1) 不法投棄に関連している、一廃、産廃、の区分を失くすことにより、廃棄物の一元管理を可能にし、廃棄物処理の総合計画が立案し易くなる。
- 2) この政策を最後まで実施することにより、不法投棄をゼロにすることが可能となる。
- 3) 既存施設を最大限有効活用することを通して、廃棄物エネルギー(新エネルギー)の増大、確保にも資する。
- 4) 地域産業興隆のための支援になる。
- 5) 環境保全に大きく貢献する。

### **その他・特記事項**

産業廃棄物処理を主体とした民間処理施設も、なお相当な潜在処理能力を有している。一例であるが鉄鋼会社において、廃プラスチックを高炉吹き込みにより大量に処理しているが、その廃プラスチック自体が地域的に不足しており、期待したように集荷するのが困難であるようである。この政策の中での廃棄物の一元管理を通して、こうした問題も発展的に解決していけると思われる。